

令和8年度第2回 徳島県最低賃金専門部会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月3日（月） 午前10時00分～午前10時55分

場所 ホテルパークウエストン3F アニエスルーム（徳島市南前川町3－1－22）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）徳島県最低賃金改正審議について

（2）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻となりましたので、皆様、以後の撮影、録音はご遠慮願います。

それでは、段野会長に会の進行をお願いいたします。

○段野部会長

それでは、ただいまより、令和8年度第2回徳島県最低賃金専門部会を開催します。

事務局は委員の出席状況等を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上、又は各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、8名の委員が出席しておりますので、本専門部会が成立していることを報告します。

また、本専門部会は公開しており、11名の方が傍聴されております。

傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いします。

○段野部会長

それでは、徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に事務局より伝達する事項がございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

本専門部会においても、お手元のタブレット端末を使用した電子媒体資料（前回までに配布しているもの）を用いてご審議いただきますが、徳島県内のデータに関する電子媒体資料につきましては、紙資料でもお配りしていますのでご活用いただければと思います。

また、労側委員から発言メモを1枚いただいております、皆様のお手元にお配りさせていただきました。

以上です。

○段野部会長

それでは金額審議に入りたいと思います。

本日も前回と同様、個別協議を繰り返しまして審議を進めてまいります。

前回までの議論について確認させていただきます。

労側は現在の最賃額1,046円から75円引き上げて1,121円というご意見、使側は現在の最賃額1,046円から56円引き上げて1,102円というご意見で終わってございました。

第1回専門部会以降、労使双方持ち帰り検討いただいたご意見を伺いたいと思います。

今回は労側委員からご発言いただきましたので、今回は使側委員、そして労側委員の順でお願いします。

脇田委員、よろしくお願いいたします。

○脇田委員

おはようございます。脇田です。

金額について、56円で変更ございません。

理由については、第4表③のパートの賃金の上昇率が4.0%ということと、他のそれぞれ県内の指標を見ても、56円になりましたら率にして5.4%ぐらい上がると思いますが、なかなか5.4%の賃金アップ率という数字は、他の指標を見ても出てこないということ。

それから生計費についても、昨年のCPIの上昇率が確か3%台と記憶しておるんですけども、昨年10月から今年6月までのCPIを見ると、1.7とか1.6ぐらいだと思っています。上昇はしているんですけども、それから低下してきているということもあります。

通常の事業の支払能力はいろいろ見方もあろうかと思いますが、全体的にはまだ能力的にもあるのかなと思ってまして、目安が5.4%ということで、それを超えるような指標はないないので、金額について変更するつもりはございません。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

では、労側、南委員お願いいたします。

○南委員

おはようございます。南です。今日もよろしくお願いします。

前回、今年の春闘の結果に基づいて、県内のパートの労働者約4,000人の調査で賃上げの平均が74.3円で、切り上げて75円を最低基準と捉えました。

最賃近傍の労働者で、短時間労働者が7割を超えているというところで、生計費については消費者物価の上昇が鈍化していると言っても物価自体が上がっていて、特に最賃近傍の方の生活は苦しくなっていると思います。エンゲル係数も昨年度、勤労者世帯で26.4%と近年上昇傾向にもあります。8月からまた値上げラッシュが始まるということで、消費税1%というのでも出てくるんですが、一気に値上げするという見方で、生計費も高くなっていくと思います。

通常の支払能力なんですが、徳島県内では価格転嫁が中々進んでないんじゃないかというところと、通常の支払能力というのであれば、価格転嫁ができている企業に合わせるべきであって、価格転嫁できていない企業に合わせてしまうと景気が衰退するのではないか

というところで、春闘の結果も含めて、この支払能力は見ていただきたいと思います。

労側としては持ち帰り議論しましたが、75円をお願いしたいと思います。

○段野部会長

ありがとうございます。他にご意見のある委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員

中村です、よろしくお願いします。

先ほども物価が上がっているというお話がありました。

前回、あの徳島の消費者物価指数が4年で12.7%増えたというお話もありましたけれども、徳島の最賃はこの3年間で、もし今年が目安どおり56円上がったとするならば、3年で206円上がることになります。

そうしますと、3年間で最賃は約23%上昇しますので、この数字だけ見ましても、物価上昇率を非常に上回る最賃の引上げ率ということがわかります。実質賃金を上げていく重要性は私どもも感じているところですが、数字だけ見ても、それを本当に十分超える上げ率になるのではないかと考えております。

○段野部会長

ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

お世話になります。辰巳です。

私の方からは1枚紙で、7月27日と本日も資料で配っていただいているんですけども、7月27日の資料No. 7に関して徳島県内でお住まいの方の現実的な状況を少しお話させていただきたいと思います。

下にメモ程度で書いておりますが、40代男性の方で一人暮らしされております。藍住町から北島町地域の住民の方です。

実家は県内の南の方の地域で、少し田舎の地域で交通が不便だったと。なぜ藍住町から北島に住んだのかと聞くと、仕事の関係ということと、交通の便、せめてバスで徳島に行けるような範囲、この方はもともと車で実家から通っていたんですが、一人暮らしする時に自動車は手放して生活されている方で、機械関係の仕事をされています。

これは地域最賃じゃないんですが、機械の方の特定最賃の1,134円が今の給料です。で、総支給が約193,000円、手取が158,000円ぐらいです。この方の支出の内訳が、食品が実は後回しということで、まず家賃が42,000円、光熱水道費7,000円、ここは固定しております。

家の関係の家事用品が2,000円ぐらい、衣服関係が4,000円ぐらい、医療は1,900円ぐらいと言っておられました。

交通通信関係で今はスマホで何か手続きすることがあるのでそういう関係と、後は自動車がないので、バスとたまに汽車に乗って行くということで25,000円ぐらい、教育関係、本を買ったりというところが2,000円ぐらい、あと自分の趣味娯楽で27,000円ぐらいで、今15万円台ですね。ぐらいで今生活しております。残りが食品になるという状況です。

本当にカツカツで生活されておられて、もし給料が上がったら、何がいちばん自分で買いたいかというと、チョコレート、コーヒーと言われてました。今まで物価高の中で極端に上がったものは控えていると。嗜好品を少し買いたいというのと、いちばん心配しておられたのが、電機製品が劣化して冷蔵庫が冷えにくくなってきているので、電機製品はテレビが安くなってきているみたいなんです、それ以外のものが高いんですよ。この買い換えをしたい、貯金ができたらしたいということです。

そして、当たり前なんですけど、自動車は持ちたいと。今この給料では自動車は買えないけれども維持もできないような状況だとお聞きしました。

先日の会議では、中小企業の大変厳しい状況もお話聞かせてもらいました。徳島県内で生活するに当たって、交通の不便とかそういう面を抱えると、今の最低賃金で暮らしておられる方、この方は機械の特定最賃になるんですが、最低賃金で暮らしていくことはもっと大変な状況になっておりますので、ぜひ今回も検討いただけたらと思っております。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

それでは、個別協議に入りたいと思います。どちらから協議を行いましょうか、ご希望はございますでしょうか。特になければ、公労、公使の順でよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野部会長

はい、ありがとうございます。

また、残る側の委員の皆様も意見の取りまとめを行いたいというのであれば、事務局に申し出ていただければと思います。この点について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本日も2部屋ご用意していますので、委員の皆様が意見の取りまとめ協議を行うことも可能です。

お申し出いただければ、委員控室にご案内します。

○段野部会長

それでは、事務局は案内をお願いします。

(公労・公使の順で二者協議)

○段野部会長

それでは審議を再開させていただきます。

では、協議いただいたご意見を頂ければと思います。

労側、南委員お願いいたします。

○南委員

労側といたしましては、先ほど申したように、最低基準として短時間労働者の賃上げの金額を求めていると思います。75円をお願いいたします。

○段野部会長

ありがとうございます。

使側、脇田委員お願いいたします。

○脇田委員

我々も先ほど申し上げましたとおり、56円は譲れないところがあります。徳島県全体を考えて、なかなか75円というのは難しいと思っています。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

労使双方からご意見を伺ったところ、労側は75円引き上げて1,121円、使側は56円引き上げて1,102円というご意見をいただきました。当初より変更はございません。

労使の皆様、お互いの意見を確認していただいたところですけども、本日はさらに労使だけの協議、あるいは公労、公使も今日はもうこれ以上はよろしいでしょうか？ご意見をお願いいたします。

（委員から「結構です」の声）

○段野部会長

ありがとうございます。

委員の皆様の協議の結果としましては、前回と変わらず、労側は75円引き上げて1,121円、使側は56円引き上げて1,102円ということになります。

それぞれご意見を持ち帰っていただき、各委員におかれましてさらにご検討いただければと思います。

本日の審議は終わりたいと思いますが、事務局からお伝えする事項はございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

第3回本審で決定されましたとおり、次回の地賃専門部会は、8月6日（木）の午前9時30分開始を予定しております。場所はあわぎんホールの5階小ホールとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、同日は専門部会終了後に第4回本審を開催することを予定しております。

第3回専門部会で結審した場合は、第4回本審において答申することとし、第3回専門部会で結審しなかった場合は、現状報告を行うこととしていますのでよろしくお願いいたします。

○段野部会長

委員の皆様、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

（閉会）